平成 23 年 6 月 14 日制定
平成 25 年 9 月 1 日改訂
平成 26 年 1 月 16 日改訂
平成 26 年 6 月 19 日改訂

リパーツダイレクトシステム（中古パーツ）利用規約

本規約は、自動車リサイクル部品検索システム「リパーツダイレクト」システムを利用した自動車リサイクル部品の取引に関する基本的事項について定める。

第１条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

① 本システム：株式会社 JARA（以下「JARA」若しくは「JARA 本部」という）が運営する「リパーツダイレクト」システム
② リサイクル部品：ELV（使用済み自動車）から再使用の目的で取外した中古自動車部品
③ 加盟店：JARA 及び株式会社オートサーバー（以下「オートサーバー」若しくは「AS 本部」という）が本システムの利用を認めた者
④ 発注者　：本システムを利用し、リサイクル部品を購入する加盟店
⑤ 受注者　：本システムを利用し、リサイクル部品を販売する加盟店

第２条（目的）

１．本システムは、発注者と受注者間におけるリサイクル部品の安全且つ円滑な取引の実現を目的とする。
２．AS 本部は、本システムの提供及び商品代金の決済代行を行うものとする。
３．AS 本部、JARA 本部、発注者及び受注者は、本サービスの健全な運営のために、本規約を遵守しなければならない。

第３条（営業日、営業時間）

１．AS 本部の営業日及び営業時間は、次に掲げる日以外の午前９時より午後５時までとする。
①土曜日及び日曜日
②国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
③本部が別に定める日
２．AS 本部は、必要に応じ、営業日又は営業時間を変更することができる。

第４条（取引）

加盟店が本システム上に登録されているリサイクル部品を取引するためには、本システムを利用しなければならない。

第５条（個別契約）

１．本システムを利用して、発注者が受注者へリサイクル部品を発注し、受注者がこれを了承したときに、受注者と JARA 本部、JARA 本部と AS 本部、及び AS 本部と発注者との間において、それぞれ同時に当該リサイクル部品についての個々の売買契約（以下「個別契約」という）が成立する。

２．前項に拘わらず、発注者は代金決済については AS 本部を、クレーム裁定の申し出については JARA 本部を介して行なわなければならない。

第６条（受発注）

発注者が本システム上のリサイクル部品を受発注しようとするときは、別に定める「操作説明書」に従うものとする。

第７条（納入）

１．受注者は、個別契約に定める期日、納入場所、その他の条件にしたがって、発注者にリサイクル部品を納入する。

２．出荷するリサイクル部品の梱包方法及び発送期限等については、JARA 本部が別途定める基準に従う。

第８条（検収）

１．発注者は、納入を受けたリサイクル部品の検収を下記の要領にて行う。

① リサイクル部品が到着次第直ちに開梱し、発注者の責任において検収を行う。

② 検収の結果、個別契約の条件との相違又は品質不良、数量過不足等を発見した場合、速やかに JARA 本部に所定の書式にて通知する。

２．前項第２号の通知を受けた場合、受注者は速やかに自らの責任と負担において代品を発注者に納入し、代品のない場合は、JARA 本部とその対応を協議する。また、受注者は自らの責任と負担において JARA 本部の指定する期日までに不合格品等を引取らなければならない。

第９条（返品）

発注者は、キャンセル及びクレームにより返品する場合、別に定める「操作説明書」に記載のある「クレーム・返品規程」に基づき、個別契約を解除することができる。

第１０条（所有権及び危険負担）

１．リサイクル部品の所有権は、個別契約成立時に、受注者から JARA 本部、JARA 本部から AS 本部へそれぞれ同時に移転し、商品の検収時に AS 本部から発注者に移転する

ものとする。

２．リサイクル部品の危険負担は、検収をもって、受注者から JARA 本部、JARA 本部から AS 本部、及び AS 本部から発注者受注へ、それぞれ同時に移転する。

第１１条（未引取り時の解除）

１．個別契約に基づき受注者が納入したリサイクル部品を、発注者が引き取らなかった場合、当該個別契約は当然に解除され、発注者は、故意・過失を問わず、受注者の損害を直接賠償する責任を負い、受注者は、何らの催告なく、発注者に対して損害賠償を請求することができるものとする。

２．前項の場合において、受注者の属する本部と発注者の属する本部間の個別契約及び発注者の属する本部と発注者間の個別契約も当然に解除される。

第１２条（価格）

１．リサイクル部品の商品価格は、本システム上に登録・表示した価格とする。

２．受注者は個別契約が成立した後の価格変更はできないものとする。

第１３条（送料）

該当商品の送料は、発注者が負担する。但し、クレーム・返品の場合は、JARA 本部の裁定に従う。

第１４条（支払方法）

発注者は、以下のいずれかの方法により、支払を行わなければならない。

（１）銀行振り込みにより、発注の都度振込む方法。この場合、AS 本部発行の請求に基づき、請求日から 3 営業日（請求日含む）正午までに、送料を含めた代金を AS 本部指定の口座へ支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。なお支払期限までに発注者が支払を行わない場合、本部は個別契約を解除することができる。

（２）株式会社ラクーンが提供する後払いサービス（以下「Paid」という）を利用する方法。

第１４条の２（後払いサービス）

１．発注者は、個別契約に基づく支払いに際し、Paid を利用することが出来る。

２．発注者は、Paid を利用する場合には、あらかじめ株式会社ラクーンが定める Paid 利用規約（Paid メンバー用）に同意の上、AS 本部が定める申込手順に従い、利用申込を完了させなければならない。

３．Paid 利用による支払い方法、期日その他詳細については、株式会社ラクーンが定める Paid 利用規約（Paid メンバー用）に定める。

第１５条（遅延損害金）

加盟店が個別契約に基づく売買代金又は手数料の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで年１８．２５％の割合による遅延損害金を各本部へ支払う。

第１６条（品質基準）

加盟店は、本システムに登録する全てのリサイクル部品について、JARA が定める品質基準に基づき点検を行い、合格したもののみを本システムに登録する。

第１７条（瑕疵担保責任）

AS 本部及び JARA 本部は、リサイクル部品の瑕疵、欠陥、その他品質上の問題については、一切責任を負わない。

第１８条（保証期間）

受注者は、別紙の操作説明書に記載のある保証規定及び保証期間・保証内容に基づきその品質を保証する。

第１９条（保証方法）

保証期間内における保証対象部品の保証に関する処理については、別紙の操作説明書に記載のある「クレーム・返品規程」に従って処理する。

第２０条（保証適用外）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保証の適用外とする。

① 受注者、発注者間において故障内容を確認することなく処理された場合
② 破損品の提示又は保証書の添付がない場合
③ 定期手入れを怠った商品の場合
④ オイル又は水の不足により生じたと思われる故障
⑤ オイル又は燃料の不良等により生じたと思われる故障
⑥ エンジン・ミッション・デフの特性により生じたと思われる故障
⑦ 調整ミスによって生じた不具合
⑧ 取付けミスによって生じた故障
⑨ 通常の注意で発見可能な不具合
⑩ 発注者が、取扱説明書に示す取扱いと異なる取扱いをしたことによる故障
⑪ 地震、風水害などの天災及び火災並びに盗難、事故等により生じた故障
⑫ 改造等を行ったことによる不具合
⑬ その他整備管理不良や運転ミスと思われる故障

第２１条（保証書の発行）

発注者は、保証対象部品について、受注者が発行した検査記録簿に基づき作成した保証書を発注者に対し発行する。

第２２条（システム停止時の対応）

１．AS 本部及び JARA 本部は、本システムが停止した場合には、速やかに原因を調査し、その回復に努める。

２．前項に定める責任を本システムに係る AS 本部及び JARA 本部の唯一の責任とし、本部は、その他の本システムの使用に関する一切の責任を負わない。

第２３条（裁定）

１．加盟店は、リサイクル部品の取引に関してクレームが生じた場合、別紙の操作説明書に記載のある「クレーム・返品規程」に従い紳士的に解決を図る。発注者は「商品報告用紙」に必要事項を記入の上、本部に対し裁定の申請をする。

２．加盟店は各本部の裁定に従わなければならない。

第２４条（契約解除及び本システムの利用停止）

１．加盟店において下記の各号に一に該当する事由が生じたときは、当該加盟店は本部に対する残存債務全部の期限の利益を失い、即時にその全額を支払わなければならない。また AS 本部は、当該加盟店に対し、何らの通知催告を要せず、個別契約の解除とともに、若しくは解除することなく、被った損害の賠償を請求することができる。

① 売買代金の支払債務、その他一切の債務につき、支払義務を１回でも怠った場合

② 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受け、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てをし、若しくは申立てを受けたとき。

③ 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。

④ 資本減少、営業廃止又は合併によらない解散の決議をしたとき。

⑤ 支払停止、支払不能若しくは自ら振出し、又は引受けた手形、小切手につき不渡りが生じたとき。

⑥ 本規約の各条項の一に違反したとき

⑦ 本部の信用を損なう言動をし、本部の指導にも拘らずその言動を繰り返したとき

⑧ 他の加盟店の営業を妨害し、損害を与えたとき

⑨ AS 本部の定める通信手段を整えないとき

⑩ その他財産状態が悪化し、又はその虞があると本部が認めたとき

２．本部は、加盟店が前項各号の一に該当した場合、何らの通知催告なく、本システムの利用を停止または制限することができる。

第２５条（改訂）

AS 本部は、本規約を必要に応じ改訂することができる。なお、改訂後の規約については、AS 本部が適切と判断する方法にて、JARA 及び加盟店に通知する。

第２６条（機密保持）

加盟店は、個別契約の履行から知り得た他の加盟店、JARA 又は AS 本部の営業上及び技術上の秘密情報について、第三者に開示、漏洩してはならない。

第２７条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、本規約及び個別契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第２８条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は平成 23 年 6 月 14 日より適用する。

附則

第３条（営業日、営業時間）の変更は、平成 25 年 9 月 1 日より適用する。

附則

第５条（個別契約）、第１０条（所有権及び危険負担）、第１４条（支払方法）、第２３条（裁定）、第２４条（契約解除及び本システムの利用停止）、第２５条（改訂）、第２６条（機密保持）の変更及び第１４条の２（口座振替サービス）の新設は、平成 26 年 1 月 16 日より適用する。

附則

株式会社エコラインから株式会社 JARA への名称変更は、平成 26 年 6 月 19 日より適用する。